

債権の放棄について

放棄した債権（総括表）

名 称 (担当部)	金 額	件 数	資料番号
私立幼稚園就園奨励費補助金過払返還金 (子ども未来部)	23,000円	1件	1
障害者福祉手当過払返還金 (福祉部)	446,000円	1件	2
弁償金(生活保護費) (福祉部)	1,846,625円	53件	3-1~ 3-4
計	2,315,625円	55件	

債権の名称 私立幼稚園就園奨励費補助金過払返還金

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
1	平成20年10月10日	23,000円	5号事由	令和2年3月10日	
計		23,000円			1件

（放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項）

第5号 私債権について、消滅時効にかかる時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあると認められるとき。

債権の名称 障害者福祉手当過払返還金

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
1	平成26年4月18日	446,000円	4号事由	令和2年3月25日	
計		446,000円			1件

（放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項）

第4号 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、またはこれに準ずる状態をいう。）にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
1	平成26年12月5日	66,250円	2号事由	令和2年3月2日	平成30年11月26日徴収停止（13条2号）
2	平成27年3月4日	497円	同上	同上	同上
3	平成27年5月1日	5,538円	同上	同上	同上
4	平成27年7月10日	28,012円	同上	同上	同上
5	平成27年7月22日	6,804円	同上	同上	同上
6	平成27年7月22日	23,769円	同上	同上	同上
7	平成27年8月17日	36,974円	同上	同上	同上
8	平成27年9月1日	30,336円	同上	同上	同上
9	平成27年9月18日	8,073円	同上	同上	同上
10	平成27年10月1日	3,000円	同上	同上	同上
11	平成27年10月7日	4,538円	同上	同上	同上
12	平成27年10月16日	5,175円	同上	同上	同上
13	平成27年11月4日	82,213円	同上	同上	同上
14	平成27年12月1日	2,000円	同上	同上	同上
15	平成27年12月9日	11,844円	同上	同上	同上
小計		315,023円			15件

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
16	平成28年1月1日	82,740円	2号事由	令和2年3月2日	平成30年11月26日徴収停止（13条2号）
17	平成28年1月4日	74,466円	同上	同上	同上
18	平成28年1月28日	15,376円	同上	同上	同上
19	平成28年3月3日	77,224円	同上	同上	同上
20	平成28年3月24日	5,805円	同上	同上	同上
21	平成28年5月13日	8,588円	同上	同上	同上
22	平成28年6月12日	67,244円	同上	同上	同上
23	平成28年6月15日	69,782円	同上	同上	同上
24	平成28年6月17日	36,974円	同上	同上	同上
25	平成28年8月2日	76,589円	同上	同上	同上
26	平成28年10月6日	19,247円	同上	同上	同上
27	平成28年12月1日	136,430円	同上	同上	同上
28	平成28年12月28日	24,708円	同上	同上	同上
29	平成28年12月28日	82,740円	同上	同上	同上
30	平成25年12月1日	17,009円	同上	同上	平成30年11月26日徴収停止（13条3号）
小計		794,922円			15件

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
31	平成27年4月1日	16,463円	2号事由	令和2年3月2日	平成30年11月26日徴収停止（13条3号）
32	平成27年5月1日	29,470円	同上	同上	同上
33	平成27年7月1日	61,530円	同上	同上	同上
34	平成27年11月28日	5,650円	同上	同上	同上
35	平成28年2月1日	53,550円	同上	同上	同上
36	平成28年4月1日	57,110円	同上	同上	同上
37	平成28年7月1日	17,138円	同上	同上	同上
38	平成28年11月1日	58,460円	同上	同上	同上
39	平成28年12月1日	12,430円	同上	同上	同上
40	平成28年12月22日	4,363円	同上	同上	同上
41	平成29年2月1日	53,550円	同上	同上	同上
42	平成29年2月1日	63,130円	同上	同上	同上
43	平成29年5月1日	51,950円	同上	同上	同上
44	平成29年5月1日	51,950円	同上	同上	同上
45	平成29年8月1日	23,580円	同上	同上	同上
小計		560,324円			15件

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
46	平成29年9月1日	41,756円	2号事由	令和2年3月2日	平成30年11月26日徴収停止（13条3号）
47	平成29年10月1日	17,730円	同上	同上	同上
48	平成29年10月1日	22,680円	同上	同上	同上
49	平成29年12月1日	11,147円	同上	同上	同上
50	平成30年1月1日	11,147円	同上	同上	同上
51	平成30年1月1日	25,126円	同上	同上	同上
52	平成30年1月1日	29,706円	同上	同上	同上
53	平成30年2月1日	17,064円	同上	同上	同上
小計		176,356円			8件
計		1,846,625円			53件

（放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項）

第2号 徴収停止の措置をとった私債権等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

（私債権等の管理に関する規則第9条(徴収停止後の期間)）

条例第17条第1項第2号に規定する相当の期間は、1年とする。

（参考（徴収停止）：品川区私債権等の管理に関する条例第13条）

区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難または不相当であると認めるときは、以後その保全および取立てをしないことができる。

第1号 略

第2号 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

第3号 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。